

やまなしスタック多用途展開加速化事業費補助金実施要領

第1 やまなしスタック多用途展開加速化事業費補助金の交付については、やまなしスタック多用途展開加速化事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、本実施要領に定めるところによる。なお、実施要領中の用語は、要綱の用語の例による。

第2 要綱第2条に規定する知事が別に定める製品は、実施計画策定時に指定するものとする。

第3 要綱の別表に掲げる補助対象経費の内容は、次のとおりとする。

補助対象経費	費目	内容
やまなしスタック調達費	スタック本体調達費	補助事業者が日邦プレジジョン株式会社からやまなしスタック標準KITを借り受けた場合に要する経費 ※制御回路等の設計開発を日邦プレジジョン株式会社と共同で実施する場合に要する経費は、製品開発委託費の対象とする。 ※当該年度分の価格は実施計画策定時に設定する。
製品開発費	報償費	外部専門家の指導・助言を受けた場合の謝礼に要する経費 ※外部専門家の氏名、所属、資格・専門分野、指導を受けた日、場所及び具体的な指導内容等が書類で確認できる場合に限る。
	旅費	外部専門家の指導・助言を受ける際に必要となる出張に要する経費及び外部専門家が製品開発の実施場所の訪問に要する経費 ※旅費の計算は、実費額とし、宿泊料の限度額は一夜につき1万3千円とする。ただし、行程等が著しく不合理・不経済と認められる場合は補助対象外とする。
	原材料費	製品開発に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費 ※材料の種別又は仕様別に、購入日、使用日、受払数量（仕損数量を含む。）等を記入した原材料受払簿で確認できる場合に限る。
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、修繕又は借用に要する経費 ※対象となる構築物とは、製品開発に際し必要不可欠で、補助の対象として適切なプレハブ等の簡易なものをいう。
	機械装置・工具器具費	機械装置又は工具・器具の購入、試作、改良、修繕、又は借用に要する経費（据付けに要する経費を含む。） ※自社で機械装置を製作する場合の部品の購入に要する経費を含む。 ※借用期間が補助対象期間を超える場合は、按分比例等の方式により対象経費を算出する。
	産業財産権等関連経費	産業財産権等の取得に要する経費 ※製品開発成果の事業化に当たり必要となる産業財産権等の取得に要する弁理士の代行手続きや外国特許出願のための翻訳料等の経費のうち補助対象期間終了までに出願手続き及び費用の支払いが完了しているものを対象とする。ただし、弁理士への成功報酬や特許庁へ支払う費用は対象外とする。

委託費	製品開発委託費	製品開発に必要な調査、部品の作成、組立等技術開発に必要な事項の一部を他の企業又は大学等に委託する場合に要する経費
	外注加工費	外注加工に要する経費 ※原材料等の再加工、機械装置等の設計及び製造・組立等を他の企業や大学等に依頼する経費のうち製品開発要素がないもの。
	試験・分析費	製品開発に必要な測定・分析・解析・評価に要する経費
直接人件費	人件費	製品開発に従事する主任研究者の直接作業時間に対する人件費 ※人件費の算出方法及び必要な事項は別に定める。
その他経費	知事が特に必要と認める経費	補助事業のために使用されることが特定・確認できるもので、知事が事業目的達成のため特に必要と認める経費

第4 第3の規定にかかわらず、次の経費は補助対象経費とすることができない。

- 一 交付決定日以前に発注、購入、契約等を行ったものに係る経費
- 二 補助対象期間内に支払が完了しなかったものに係る経費
- 三 補助対象期間終了時点で未使用となった原材料等に係る経費
- 四 補助事業の用途以外に使用したものに係る経費
- 五 パソコン、プリンター、事務机等の補助事業以外にも使用する汎用品、事務用品等の消耗品に要する経費
- 六 補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税
- 七 金融機関への振入手数料及び購入品等にかかる郵送料、代引手数料等
- 八 山梨県の公設試験研究機関等（山梨県産業技術センター等）に支払う試験・分析等に係る使用料及び手数料、並びに委託料
- 九 グループの構成員に支払う外注加工、委託等に係る経費

第5 補助対象経費についての留意事項等は次のとおりとする。

- 一 支払いをしたことが分かる証拠書類が保管されているもののみ補助対象とする。
- 二 委託や外注を行う場合は、委託内容や外注内容、金額等が明記された契約書又は請書を作成するほか、仕様書、発注図面及び状況のわかる写真又は委託先や外注先が作成した成果図面等を整備・保管し、委託、外注する側である補助事業者が成果物等が帰属する必要がある。
- 三 補助事業に関する書類は、補助事業以外の書類と区分し、発注書、納品書、請求書、支払いの証拠書類といった順に、取引の流れに添って保管すること。

第6 要綱第5条の規定により、複数年度に渡り補助事業を実施する場合の留意事項等は次のとおりとする。

- 一 補助金の交付決定と支払は、年度毎に行うものとする。
- 二 初年度の交付決定で、次年度の交付決定が保証されるものではないこと。
- 三 初年度の実績報告書等に基づき、補助事業の進捗状況を確認するための中間評価を実施する。
- 四 中間評価の結果によっては、次年度の補助事業の実施を認めない場合があること。

第7 要綱第6条に規定する関係書類とは、次のとおりとする。

- 一 事業計画書（様式第1の別紙1）
- 二 収支予算書（様式第1の別紙2）
- 三 購入予定の機械装置・工具器具の必要性（様式第1の別紙3）（該当する交付申請者に限る）
- 四 委託・外注予定先の内容（様式第1の別紙4）（該当する交付申請者に限る）

- 五 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費明細書、製造原価明細書も含む。個人の場合にあつては直近2期分の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）又は所得税青色申告決算書（1～4面））
- 六 商業登記簿謄本履歴全部事項証明書（個人の場合にあつては不要）
- 七 会社定款（個人の場合にあつては開業届）の写し
- 八 暴力団等でないことを誓約する書類
- 九 会社・事業案内など会社・事業の概要がわかるもの

第7 要綱第6条に規定する補助金交付申請書は、知事が必要と認める場合には、あらかじめ交付申請者に対し事業計画書等の提出を求め、その内容を審査し、適当と認める者からの提出を受け付けることができるものとする。

第8 要綱第13条に規定する関係書類とは、次のとおりとする。

- 一 補助事業報告書（様式第7の別紙1）
- 二 収支決算書（様式第7の別紙2）
- 三 収支を証する書類
- 四 その他事業を実施したことを証明するもの（成果品・補助事業実施状況等の写真、原材料受払簿、取得財産管理台帳等）

第9 要綱第17条で規定する財産処分の定義は、次のとおりとする。

- 一 転用 取得財産等の所有者の変更を伴わない目的外使用
- 二 譲渡 取得財産等の所有者の変更
- 三 交換 取得財産等と他人の所有する他の財産との交換
- 四 貸付け 取得財産等の所有者の変更を伴わない使用者の変更
- 五 担保に供する処分 取得財産等に対する抵当権その他の担保権の設定
- 六 取壊し 取得財産等（構築物に限る）の使用を止め、取り壊すこと
- 七 廃棄 取得財産等（設備に限る）の使用を止め、廃棄処分すること

2 次に掲げる場合その他これらに準ずる場合には、補助金等の交付の目的に反しない使用として財産処分には該当せず、本要領に定める手続を経ることを要しないこととする。

- (1) 業務時間外や休日等を利用して補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で一時的に転用する場合、又は取得財産等（構築物に限る）の一部（構築物の延べ床面積の概ね10%を上限とする。）について付帯設備の設置を行う場合その他当該転用が極めて軽微であると認められる場合
- (2) 補助目的たる事業を遂行するために必要な取得財産等の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合
- (3) 当該補助金等における取得財産等について、当該補助事業の成果の全部又は一部を商品化するために必要な技術開発（試作機をもとに需要者の意見等を踏まえて商品化に向けた改良を行う等、本格的に商業ベースでの生産を行う段階に入る直前までの段階を含む。）、又は当該補助金の交付決定の対象となった事業の目的を達成するために使用する場合

3 取得財産等の処分に伴い県に納付する額は、以下のとおりとする。

- (1) 有償譲渡又は有償貸付けに係る納付額は、取得財産等に係る補助金額を上限として、譲渡額又は貸付額（ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

- (2) 転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄の場合の納付額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。
- (3) 担保に供する処分における担保権実行時の納付額は、(1)における有償譲渡の場合と同じ額とする。

第10 要綱第20条の規定に基づく事業の成果等の発表は、交付決定時や事業終了時等に補助事業者の名称、事業計画の名称及び概要、事業の実績等について、県のホームページ等で公表することがある。また、補助事業終了後、事業内容及び成果について、県が作成する各種発行物等への記事掲載や行事の場での展示、会議等における報告等への協力を求めることがある。

附 則

この実施要領は、令和4年4月1日から施行する。